

## 大会規定

### (総則)

第1条 本大会は「全日本学生グライダー競技大会」（以下大会という）と称する。

第2条 本大会は公益財団法人日本学生航空連盟（以下本連盟という）定款第3条、第4条の定めるところにより、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。

### (本部)

第3条 本大会は本部を大会開催地におく。本部は大会の運営を総括する。

### (役員)

第4条 本大会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名。

会長は本大会の運営を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その1名がその職務を代行する。

### (顧問、参与)

第5条 本大会には顧問および参与をおくことができる。

顧問は会長の相談に応じ、参与は大会の運営に参与する。

### (実行委員)

第6条 本大会の事務、業務を処理するため、本部に次の委員をおく。

実行委員長1名、実行副委員長、総務、競技、整備、審判ならびに救護の各委員若干名。

第7条 実行委員長は会長の統括のもと、大会の事務を総括する。

実行副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長の事故があるときは、その職務を代行する。

総務、競技、整備、審判、救護の各委員は、次に定める事務分掌に従い、それぞれの所管の事務を処理する。

第8条 総務委員は次の事務を分掌する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 一般事務に関する事項  | 2. 大会の経理に関する事項 |
| 3. 設営に関する事項    | 4. 接待、渉外に関する事項 |
| 5. 警備に関する事項    | 6. 広報に関する事項    |
| 7. 他の所管に属さない事項 |                |

第9条 競技委員は次の事務を分掌する。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. 競技の進行に関する事項 | 2. 競技用機材に関する事項      |
| 3. 気象に関する事項    | 4. 安全対策に関する事項       |
| 5. 競技記録に関する事項  | 6. 競技の判定および順位に関する事項 |
| 7. 放送発表に関する事項  | 8. 運航管理全般に関する事項     |

第10条 整備委員は次の事務を分掌する。

- |                             |
|-----------------------------|
| 1. 滑空場等の設備に関する事項            |
| 2. 機材、競技用具、資材、工具などの整備に関する事項 |

3. 機材の修理に関する事項

第11条 審判委員は次の事務を分掌する。

1. 競技の審判に関する一切の事項
2. 競技の判定に対する苦情、抗議の処置

第12条 救護委員は次の事務を分掌する。

1. 救護に関する全般の事項
2. 出場選手の健康管理に関する事項

(参加資格)

第13条 本大会の出場資格は次の通りとする。

1. 本連盟加盟大学航空部員であること
2. 在学4年以内であること
3. 休学中でないこと
4. 別に定める技能証明、飛行経歴および競技に必要な能力を有すること
5. 本連盟諸規程に違反しない者

(資格審査)

第14条 本大会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく。

(補則)

第15条 資格審査、競技、表彰など細部は別に定める。

第16条 大会中に不測の事態により開催継続が困難となった場合、大会の取扱いについては会長、副会長、実行委員長の三者による協議で決定する。

以上